

# 幼保連携型認定こども園 めぐみこども園 園則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条に定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」という）に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育及び保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本園は、幼保連携型認定こども園 めぐみこども園という。

(所在地)

第3条 本園は、茨城県笠間市下郷4425番地31に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入園できる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもであって、市町村から子ども・子育て支援法第20条第1項に基づく認定を受けた者とする。

## 第2章 学年、学期、および休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日から 8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) その他園長が特に必要と認めた日
- 2 保育を必要としない児童（1号認定）は以下の期間を必要に応じて休業とする。
- (1) 夏期休業（8月13日～16日）
  - (2) 冬期休業（12月29日～1月3日）
  - (3) 学年末休業（修了式より入園・進級式の間）

## 第3章 教育週数・教育時間、保育時間、教育課程及び教育・保育内容

(教育週数及び教育時間)

第8条 本園の教育週数及び教育時間は次のとおりとする。

- (1) 1学年の教育週数 39週以上
- (2) 1日の教育時間 6時間30分を原則とする。

(保育時間)

第9条 本園の保育時間は、午前7時00分から午後6時00分までとする。

- 2 2号・3号認定の短時間保育時間は午前8時30分から午後4時30分とする。
- 3 1号認定の教育標準時間は午前9時00分から午後3時30分とする。
- 4 保育時間を超えて延長保育を利用する場合は、午前7時から午後7時まで利用できるものとする。

(教育課程及び教育・保育内容)

第10条 教育課程は教育・保育要領の基準により、園長が定める。

- 2 教育及び保育のねらいや内容等については、教育・保育要領に示された5つの領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を踏まえて総合的に指導する。

## 第4章 保護者に対する子育て支援

(子育て支援)

第11条 本園は保護者に対する子育て支援として、以下のことを行う。

- (1) 親子が相互の交流を行う場所を開設
- (2) 保護者からの相談・必要な情報提供等の援助
- (3) 一時預かり
- (4) リフレッシュ一時預かり

## 第5章 定員および選考方法、職員組織

(定員および選考方法)

第12条 本園の認可定員は115名とする。

2 本園の園児の利用定員は第1項に定める認可定員の範囲内とし、105人とする。内訳については、下表のとおりとする。

園児の区分	0歳児	1, 2歳児	3歳児	4歳児以上
保育を必要とする児童以外の児童 (以下「1号認定子ども」という)			5人	10人
保育を必要とする児童 (以下「2号, 3号認定子ども」という)	8人	32人	16人	34人

※上記の認定児については、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に定める児童

3 定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、1号認定子どもについては、園長が別に定める基準により選考する。

(職員組織)

第13条 本園に次の教職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主幹保育教諭 1名
- (3) 保育教諭 14名以上(常勤換算後)
- (4) 園医 1名
- (5) 園歯科医 1名
- (6) 園薬剤師 1名
- (7) 栄養士 1名
- (8) 調理員 2名
- (9) 用務員 1名

2 その他園長が認める上記以外の職員をもって充当することができる。

## 第6章 入園、退園、休園、転園、卒園及び褒賞

(入園)

第14条 子どもの入園を希望する保護者は、所定の申込書と認定申請用紙に必要事項を記入し、園長に提出するものとする。ただし、2号及び3号認定子どもについては、認定申請用紙及び入園申込書を入園しようとする者が居住する市町村へ提出し、認定証の交付及び利用調整の結果が通知された後に契約することとする。

(入園手続)

第15条 入園の許可を受けた者は、別に指定する日までに必要書類(同意書を含む)を提出し入園手続をしなければならない。その際、利用契約同意書に不同意のときは入園を取り消すことができる。

2 前項に定める手続が指定する日までに行われなときは、再度通告した上で、入園許可を取り消すことがある。

(退園、休園、転園)

第16条 退園、休園及び転園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。ただし、2号及び3号認定子どもについては、市町村へ報告し調整した後、退園又は休園させることとする。

(卒園)

第17条 園長は、園児が所定の教育・保育課程を修了したと認めたときは、卒園証書を授与する。

(褒賞)

第18条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

## 第7章 保育料その他の費用

(保育料その他の費用)

第19条 保育料、入園料その他の費用は以下の通りとする。

- (1) 保育料(月額) 園児が居住する市町村が定める額。
- (2) 主食費 1食70円
- (3) 延長保育 5分30円
- (4) 給食費及びおやつ代(1号認定) 4,000円/月
- (5) 特定負担額 必要と認められるものについては、保護者の同意を得て徴収する

2 保育料等は、出席の有無にかかわらず毎月末日までにその月分を納入しなければならない。

3 正当な理由がなく、保育料を所定の期日までに納入しなかったときは、退園させることがある。ただし、2号及び3号認定子どもについては、市町村へ報告し調整した後、退園させることとする。

## 第8章 その他

(施設の管理に関する重要事項)

第20条 その他施設の管理に関する重要事項、園則、実施に必要な細則は園長が定める。

第21条 この園則の改廃については、理事会の議決を要するものとする。

付 則

この園則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項、第14条、第15条、第19条第1項第2号の規定については、平成27年1月1日から適用する。

平成30年 4月 1日改定

# めぐみこども園入園選考規定

(目的)

第1条 めぐみこども園に入園を希望する園児の選考を円滑に進めるため、園児の選考基準についてこの規定により定める。

(応諾義務について)

第2条 施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2号及び3号認定について)

第3条 児童の居住する市町村の選考基準に従い、笠間市の利用調整により入園児童を決定する。

- 2 特別に支援が必要と思われる場合には関係機関と連携し判断する。
- 3 選考結果については児童の居住する市町村より通知される。

(1号認定について)

第4条 1号認定は利用する保護者と園の直接契約とし、以下の条項を選考基準として定める。

- (1) 満3歳に達し、心身共に健康であること
  - (2) 保護者及び園児住民票が登録されていること
  - (3) 在園児の妹弟は優先される
  - (4) 本園の教育・保育方針に賛同し園運営にご協力いただけること
- 2 定員を超えた申込がある場合は、第3条1項の基準を適用した上で選考する。
  - 3 特別に支援が必要と思われる場合には関係機関と連携の上、別途選考とする。
  - 4 選考結果については、理由を添え遅滞なく保護者へ通知する。

(応諾義務を果たせない場合について)

第5条 正当な理由により入園を許可できない場合の内容については次の通りとする。

- (1) 定員に空きがない場合
  - (2) 建物構造上、園児の安全性の確保が困難と認められる場合
  - (3) 医療行為を必要とする園児の受入れにあたり、園での対応が困難で保護者等の協力が得られない場合
  - (4) 利用者による利用者負担の滞納との関係
  - (5) 通園標準区域の設定との関係
  - (6) 保護者とのトラブルの関係
  - (7) その他、やむを得ないと判断できる場合
- 2 第5条1項の理由については、関係機関と慎重に協議をし、決定するものとする。

(その他)

第6条 この規定に定めのない事態が生じた時は、その事態によって対応をしていくものとし、必要な事項は園長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

# めぐみこども園利用契約書

## (契約の目的)

第1条 この契約は、甲の運営するめぐみこども園に入園する児童（以下「園児」という。）について、甲が提供する幼児教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）の示すところに従い、幼児教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

## (利用契約時間等)

第2条 利用する曜日及び時間は、保育標準時間認定は午前7時より午後6時、保育短時間認定は午前8時30分より午後4時30分の祝日を除く月曜日から土曜日とする。ただし土曜日は就労支援とし保育に欠ける児童のみの保育となります。利用にあたっては就労証明の提出を求めます。

教育標準時間認定は午前9時00分より午後3時30分の祝日を除く月曜日から金曜日とし、前後15分を登園・降園準備時間とします。また必要に応じて夏期・冬期・学年末休業日を設けます。

2 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。また、利用に際し5分30円の延長料金を支払うものとします。

3 乙は、午前9時までに園児を登園させるものとします。

4 乙は、園児が欠席又は遅刻（園児の登園が午前9時以降となる場合をいう。）となる場合は、午前9時までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。ただしバス利用者は7時25分までに甲が定める連絡先へ連絡するものとします。

## (利用料金)

第3条 乙は、幼児教育・保育サービスの対価として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額保育料）を甲に支払うものとします。

2 月の途中で入園又は退園した場合、その月の利用料金については、前項の利用者負担額（月額保育料）を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。

3 乙は、前項に掲げる額その他、幼児教育・保育の提供における便宜に要する費用を当園に支払うものとします。

4 甲は、上記費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対しサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

## (利用料金の支払方法)

第4条 甲は前条第1項に定める利用者負担額を、毎月20日までに乙に請求し、乙は当月末日までに甲へ口座振替、または現金納入で支払うものとします。

2 前条第4項の料金について、甲は明細を付して翌月10日までに乙に請求し、乙は請求があった月の末日までに甲へ現金納入で支払うものとします。

3 退園する場合の清算料金については、第1項及び第2項に関わらず、甲は明細及び支払期限を付して当月末までに乙に請求し、乙は支払期限までに甲へ口座振替、または現金納入で支払います。

4 甲は、乙から現金納入での料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を発行します。

## (説明義務)

第5条 甲は、契約に基づく内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

## (健康管理、緊急時の対応等)

第9条 甲は、常に園児の健康の状況に注意するとともに、健康状態の維持管理に適切な措置を講じます。

2 甲は、園児の体調急変等の緊急事態が発生した場合には、乙の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

3 保育中に園児がけがをした場合は、甲は応急措置、必要と認められた場合は医療機関への搬送その他適切な処置を行うとともに、乙に対し説明を行うものとします。

(虐待防止のための措置)

第10条 甲は、園児への虐待を防止するため、幼児教育・保育に従事する職員に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(秘密の保持)

第11条 甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。

2 甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

(苦情解決)

第6条 乙は、甲が提供した幼児教育・保育サービスに関して苦情がある場合は、当園の苦情相談窓口及び第三者委員に苦情を申し立てることができます。

2 甲は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、乙に報告します。

3 甲は、乙が苦情を申し立てた場合に、これを理由として、乙に対し一切の差別待遇をしません。

(利用契約の終了)

第7条 乙は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の7日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 乙が甲に支払うべき幼児教育・保育サービスに係る利用料金を2箇月以上滞納し、期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合

(2) 子ども・子育て支援法の規定により乙の支給認定が取り消されたとき

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

(送迎について)

第8条 乙は登降園の送迎にあたり、すべて乙の責任において行い、バス利用の際の乗り降りについてもすべて乙の責任の元行い、通園中の事故において甲は一切責任を持たないものとします。

(損害賠償)

第9条 甲は、幼児教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 甲は、幼児教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、速やかに独立行政法人日本スポーツ振興センター及び責任賠償保険等所定の保障金内において、誠意を尽くし事後処理にあたり補償するものとします。

(協議事項)

第10条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

(その他留意事項等)

第11条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途甲が作成する案内において提示するものとします。

2 めぐみこども園園則並びに利用契約への同意を証するため、同意書を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、原本を甲が保有するものとし、乙はその写しを保有するものとします。